

立って法秩序の体系化を図るために仮説的に設定されたものであって、実定法そのものではない。

こんほんほう(根本法) 他一般の法律より上位にある法のこと。一六世紀に登場した概念で、近代において憲法という概念に発展した。

こんやく(婚約) 将来において婚姻をすることの合意。結納の取り交わしその他の慣行的な儀式を伴う必要はないとされている。婚約に基づいて強制的に婚姻させるということはできないが、婚約が不当に破棄された場合には、精神的及び物質的な損害の賠償を請求することができる。レ婚姻予約

こんわ(混和) 穀物が混合する場合のように、物が混ざり合って原物を識別することができない状態になること。所有者を異にする物が混和した場合、主たる物の所有者が所有権を取得するが、主従を区別することができないときは、混和の当時における価格の割合に応じて共有となる(民二四五)。

や

サービス・マーク [service mark] 商標のうち、

いわゆるトレード・マークが商品の識別標識として消費者の信頼と業者の信用を守る役割を果たしていたが、サービス・マークはこれをサービス(役務)の分野に拡大したものを。

広告、金融、輸送、情報提供、宿泊等の分野に分類される(商標二③)。

さいあくのけいたい(の)じどう(ろう)どう(の) :

【最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約】 平成一三年条約七号。ILO一八二号条約。各締約国に対し、最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するため、行動計画を作成し、実施することをや実施を監視する仕組みを設けること等を義務付ける条約。最悪の形態の児童労働条約と略称される。一九九九年六月一七日、国際労働機関の総会で採択された。一九七三年に採択された最低年齢条約を補足するもの。↓就業が認められるための最低年齢に関する条約

さい(う)ん(そ)う(けい)やく【再運送契約】 船舶所

有者等と備船(ようせん) 契約を締結した備船者が、その船舶を利用して、更に第三者との間で締結した運送を引き受ける旨の契約。商法は、内航船について、この契約の履行が船長の職務に属する範囲内において、船舶所有者だけが第三者に対して履行の責任を負うとしていた(商四七五九)が、平成三〇年の同法改正で当該規定は削除され、責任は備船者が負うこととされた。

さい(か)【裁可】 旧憲法下において、法律、条約、予算、勅令等を公布するに先立って必要とされた天皇の承認行為を指し、一般に上諭(じょうご)の文章中に用いられた。このうち、法律の裁可については旧憲法六条に規定され、帝国議会の議決した法律案を確定的に成立させるのに必要な天皇の承認行為の意味で用いられている。なお、現行憲法の上諭にも用例がある(帝国憲法の改正を裁可し……)。

さい(がい)【災害】 異常な自然現象又は人為的な事故により、人間の生命、身体、財産等に大きな被害が生じる場合において、その原因となった事象と被害又はその被害のみを指す。その定義は法令によって異なっており、異常な天然現象に起因する場合に限定するものや、火事、爆発等の人為的事故を含むものまで、様々である。災害対策の基本を定める法律として災害対策基本法がある。↓大規模災害からの復興に関する法律、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

さいがいききゅうじょ【災害救助】 災害救助法

(昭三三法一八)に基づき、一定規模以上の災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社等の団体及び国民の協力の下に応急的に行う救助の活動。市町村又は都道府県の区域内の人口に応じて一定数以上の世帯の住家が滅失した場合等に(災救令二)現に救助を必要とする者に対して、避難所及び応急仮設住宅の供与、食品・飲料水の供給、被服等の生活必需品の給与等が行われる(四)。

さいがいききゅうふ【災害給付】 ①国家公務員

共済組合法等による短期給付の一種。組合員又はその被扶養者が非常の災害で死亡したときに支給される弔慰金又は家族弔慰金と、非常の災害によって住居又は家財に損害を受けたときに支給される災害見舞金とがある(七〇・七二)。
②警察官又は海上保安官の職務の執行に協力、援助した者が負傷し、疾病にかかり、障害を受け又は死亡した場合に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」等に基づき、これに対する補償の意味で国又は都道府県がする給付。

さいがいいきんきゅうじたい【災害緊急事態】

国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に、災害対策基本法の規定により内閣総理大臣の発する布告に基づいて宣言される緊急事態(一〇五)。

さいがいこうかん【在外公館】 海外に設置さ

れている我が国の政府機関。大使館、総領事館、政府代表部等。外務省設置法(平二法九四)の定める在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う(六、七)。

さいがいせんきょけん【在外選挙権】 国外に

居住する有権者に与えられる選挙権。アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン等の国において、一定の条件の下に認められている。我が国では、平成一〇年の公職選挙法改正(法四七)により、衆議院及び参議院の比例代表選出議員について在外投票が認められ、在外日本人の選挙権制限違憲判決(最大判平一七・九・四)を受けた平成一八年の同法改正(法六二)により、衆議院及び参議院の選挙区選出議員についても在外投票が認められることとなった(公選四九の二等)。

さいがいいたいきほんほう【災害対策基本法】 昭和三十六年法律二二三号。災害から国

土及び国民の生命等を保護するため、国、地方公共団体その他の公共機関を通じて防災に必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧、防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることによつて、総合的、計画的な防災行政の整備、推進を図ることを目的とする。

さいがいちよういきんのしきゅうとうにか：

【災害弔慰金の支給に関する法律】 昭和四八年法律八二号。自然災害によって死亡した

者の遺族に対する災害弔慰金、障害を受けた者に対する災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けについて定める。

さいがいとうひょう【在外投票】 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が、衆議院議員

又は参議院議員の選挙において行う投票。平成一〇年に導入された制度であるが、平成一五年の公職選挙法の改正(法六九)により、従前の在外公館投票に加え、郵便等投票を選択することが可能となるなど、投票方法が拡大された(公選四九の二・三〇の二等)。レ在外選挙権

さいがいはけん【災害派遣】 天災、地変その

他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、都道府県知事等の要請があり、防衛大臣又はその指定する者がやむを得ないと認めるときに、自衛隊の部隊等を救援のため派遣すること。一定の場合には、要請を待たないで部隊等を派遣することができる(自衛八三・九四)。類似のものに地震防災派遣及び原子力災害派遣がある(八三の二・八三の三)。

さいがいひがいはにたいするそぜいの：

【災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律】 昭和二年法律一七五号。

震災、風水害、落雷、火災等の災害による被害者に対する国税の軽減・免除、課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品についての国税の徴収・還付に関する特例

の一般基準を定める。

さいがいふつぎょうじぎょう【災害復旧事業】
災害による被害施設等を原形に復旧するための事業。事業費の一部について国庫負担、補助金の交付が行われる(地財一〇の三等)。レ地方債

さいがいほけん【災害保険】 震災、水災などの災害による損害の填補を目的とする損害保険。火災保険及び海上保険以外のもの。風水害保険がその代表的なもの。

さいがいほしょう【災害補償】 広く農業災害補償等をも含めていわれることもあるが、通常、労働者が業務上被った負傷、疾病、障害、死亡に対する補償制度をいう。具体的には、労働基準法等で業務上の災害につき使用者に対して、無過失責任等と内容とする補償責任を課し(労基八章)、労働者災害補償保険法等がこの制度を補っている。レ業務災害、公務災害補償、国家公務員災害補償法、地方公務員の災害補償

さいがいみまいきん【災害見舞金】 ↓災害給付

さいがいわりましとくやく【災害割増特約】
生命保険の被保険者が不慮の事故を直接の原因として、又は一定の感染症を直接の原因として死亡又は高度障害になったとき、主契約の死亡保険金と併せて災害死亡・高度障害保険金が割り増して支払われる特約。

さいぎ【再議】 既に議決した事項を同一の機

関において再び審議すること。地方公共団体の長は、その議会の条例又は予算に関する議決について異議のある場合、その議決又は選挙が権限を超えるか法令等に違反すると認められる場合、義務に属する経費等を削減又は減額する議決がなされた場合等に、再度議会の議に付する権能(再議権)をもっているが、このことを再議又は再議に付すという(皇治一七六・一七七)。

さいか【再帰化】 日本国籍を失った者が帰化によって再び日本の国籍を取得することをい、一定の要件の下で帰化条件が緩和されている(国籍八三)。国籍の回復ともいう。

さいきんへいき(せいふつへいき) および：【細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発・生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約】 昭和五七年条約六号。ジュネーブ軍縮

委員会にて起草され、一九七一年の第二六回国際連合総会で採択され、七五年三月二六日に発効。我が国は、八二年六月八日に批准、同日に発効した。専ら兵器として使用される生物剤、毒素、これらを敵対的目的又は武力紛争に使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段の開発、生産、貯蔵、取得及び保有を禁止する。我が国ではこの条約の国内的実施のために「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律」(前五七法六)が制定されている。

さいぐ【祭具】 一般には祭りに使う道具のことであるが、相続法上は、位牌(いはい)、仏壇などのこと。系譜、祭具、墳墓の所有権に関するいわゆる祭祀(さいし)の承継は、民法旧規定では家督相続と一体をなしたが、現行民法では相続財産から除外されて、被相続人の指定、慣習、家庭裁判所の指定の順で単独承継がなされる(八九七)。

さいくつけん【採掘権】 一定の鉱区において、特定の鉱物を掘採し、取得する権利。鉱業権の一つで(鉱業二)、鉱業法(昭二五法二八九)に基づく許可によってその設定がなされる。一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行等の目的となるほか、抵当権及び租鉱権の目的となることができる。

さいけいげんきん【歳計現金】 地方公共団体の歳入歳出に属する現金(自治三五の四)。一会計年度における一切の収入、支出にかかる現金で歳入歳出となるもの。歳入歳出とならず、したがって、地方公共団体が保管するがその所有には属しない現金は歳入歳出外現金という。

さいけいこくじょうこう【最恵国条項】 ↓最恵国待遇

さいけいこくたいごう【最恵国待遇】 条約当事者の一方が、当該国の領域において現在及び将来に、任意の第三国の国民に与える事業活動その他の事項に関する待遇のうち最も有利なものと同等の待遇を、他方の条約国の国

民に与えること。このような規定を盛りこんだ条項を、最惠国条項という。二国間の通商航海条約の中に規定されるのが普通。通商、航海、入国、居住、營業等に関して規定されることが多い。

さいけいじゅうたくちよちく【財形住宅貯蓄】

勤労者財産形成住宅貯蓄のこと。勤労者の持家取得を援助するため、財形制度の一環として昭和六二年に創設されたもので、持家の取得を目的として勤労者が事業主を通じて定期的に五年以上一定額を給与から天引きして預貯金等に積み立てるもの(財形六④)。財形年金と合わせて元本五五〇万円までは、住宅取得(修繕を含む)の目的で払い出した場合に限り、その利子に係る所得税は非課税とされる(租特四の二)。

さいけいじょうよきん【歳計剰余金】

国又は地方公共団体の会計における剰余金。一会計年度における取納済歳入額から支出済歳出額を差し引いた残額がこれにあたる(財四一、自治三三の二)。↓決算上の剰余金

さいけいせいど【財形制度】

勤労者財産形成促進制度の略。勤労者財産形成促進法に基づくもので、勤労者の長期貯蓄に援助・協力する一般財形貯蓄制度、財形年金貯蓄制度及び財形住宅貯蓄制度、事業主が勤労者の財産づくりのために資金を拠出して援助し促進する財形給付金制度及び財形基金制度、勤労者の住宅資金を融資する財形融資制度等を主内

容とする。

さいけいちよちく【財形貯蓄】

勤労者財産形成貯蓄のこと。勤労者が事業主を通じて金融機関等と契約を結び、給与から一定額を天引きの形で積み立てるもの。一般財形貯蓄の利子は源泉分離課税の対象となるが、財形住宅貯蓄や財形年金貯蓄の利子については非課税措置が設けられている(財形)。

さいけいねんきんちよちく【財形年金貯蓄】

勤労者財産形成年金貯蓄のこと。勤労者の自助努力による個人年金貯蓄を援助するため、昭和五七年に財形制度の一環として創設されたもので、勤労者が事業主を通じて定期的に五年以上一定額を給与から天引きして預貯金等に積み立て、退職後(満六〇歳以上)五年以上二〇年以下(保険の場合は、終身も可)の期間にわたって年金の支払を受けるもの(財形六②)。元本五五〇万円(郵便貯金、生命保険の保険料等については、三八五万円)まで(財形住宅を併せ行う場合は、両方を通じて五五〇万円まで)はその利子等に係る所得税は、非課税とされる(租特四の三)。

さいけいほつていしゅぎ【罪刑法定主義】

のような行為が処罰されるか及びその場合どのような刑罰が加えられるかは行為前の法律(成文法)によってだけ定められるとする立法上の立場。近代刑罰論における基本原則である。憲法三一条は、手続面の適正の保障とともに、その前提として実体法上の罪刑法定

主義をも保障したものと解されている。

さいけつ【採決】

一般に、合議体が意思決定(議決)するために、各構成員に対し議案に対する賛否の意思を表示するよう求めること。なお、類語に「表決」があるが、これは、合議体の採決において各構成員が議案に対する賛否の意思を表示することをいう(憲五七⑦等)。また、採決の結果、議案の賛否に対する合議体としての意思を決定すること又はその決定された結論を「議決」という。

さいけつ【裁決】

行政庁の処分に対する不服申立てについて、その処分を行った行政庁以外の行政庁が、争訟手続により、その処分の全部若しくは一部の取消し若しくは撤廃、その処分の変更、棄却又は却下の処分をする(一)行審四五・四七・四九、六三二〇三等)。ただし、土地取用法等のように、相対立する当事者間で法律上の争いがある場合に第三者である行政庁が争いについて決定を行う処分を裁決と呼んでいるものがある。↓決定

さいけつとしんせい【裁決の申請】

当事者間に公法上の法律関係に関して紛争がある場合に、当事者が権限ある行政庁に対して裁断を求めるとする行為。成文法上は、「裁決の申請」(取用三九)のほか、「裁定の申請」(漁業四五)、「決定の申請」(鉱業四七)等の語が用いられており、審理手続として、意見書の提出や公開の聴聞等、関係人の参加を制度化している例が多い。

さいけつとりけしのうたえ【裁決の取消】

しの訴え」行政事件訴訟法の取消訴訟の一種で、行政庁の処分についての審査請求その他の行政上の不服申立てに対する裁決、決定等（同法はこれらを一括して「裁決」と呼ぶ）の取消しを求める訴訟（三〇）。不服申立ての対象となった行政庁の処分について「処分の取消しの訴え」を提起することができる場合のその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えは、裁決自体の違法を理由としなければならない（一〇二）。

さいけん【債券】 平成一七年に会社法が制定される前の商法上は、社債を表章する有価証券、すなわち社債券を指し、その種類には記名式と無記名式があるものとされていた。②特別の法律により設立された法人の発行する債券のこと。商工債券、農林債券などがこの例であり、金融商品取引法では、「特別の法律により法人の発行する債券」（二〇三）を社債券等（二〇四）と区別して規定している。

さいけん【債権】 特定の者（債権者）が他の特定の者（債務者）に対して一定の行為、すなわち給付を請求することを内容とする権利。債権に対する義務が債務であり、債権・債務を包括する法律関係を債権関係という。物権とともに財産権の中の主要なものであるが、物権が物に対する直接の支配を内容とし排他性を有する関係であるのに対し、債権は人に対する請求を内容とし排他性を有しない関係である。

さいけん・けいやく【債権契約】 債権の発生を目的とする契約。物権契約に対する。双務契約と片務契約、有償契約と無償契約、諾成契約と要物契約等に分類される。

さいけん・げんさきとりひき【債券先取引】 債券を一定期間後に一定価格で売り戻しあるいは買い戻すことを条件に売買される取引。売戻条件付債券売買あるいは買戻条件付債券売買ともいわれる。なお、実質的に同様の経済効果を有する債券レボ取引は、現金を担保に債券を一定期間貸借する取引である。レ現先取引

さいけんこうい【債権行為】 当事者間に債権・債務の関係を生じさせる法律行為。具体的には、売買、贈与、賃貸借、消費貸借などに、契約によるものがほとんどである。直接に物権変動を生じさせる物権行為に対する。

さいけんさきものとりひき【債券先物取引】 当事者が将来の一定の時期に現時点で約定（やくじょう）した価格で債券の受渡しをすることを約する売買取引であって、当該債券の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができるもの。差金決済が可能なので少ない資金で大きな取引ができる。また、金利変動のリスクを回避する目的で行われることが多い。金融商品取引法に定める各種の行政規制等に服する。レ先物取引

さいけんしち【債権質】 債権を目的とする質権で、権利質の一種。債権が財産として重要な

地位を占めるのに応じてその意義を増しており、証券化した債権において著しい。

さいけんしっこう【債権執行】 金銭債権を満足させるために、債務者が第三者に対して有する債権（金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権であって、有価証券が発行されているものを除いたもの）を対象とする強制執行（民執一四三以下）。

さいけんしゃ【債権者】 ①AがBに対して一定の行為（給付）を請求することができる場合のAのこと。給付義務を負うBのことは債務者という。②強制執行の手続において、強制執行を求める者のこと。執行債権者ともいう。レ執行当事者

さいけんしゃいんかい【債権者委員会】 破産法・民事再生法上、破産・再生債権者をもって構成する委員会で裁判所が利害関係人の申立てにより破産・再生手続に関与することを承認したもの。委員の数が三人以上で、破産・再生債権者の過半数がその委員会が破産・再生手続に関与することについて同意しており、また、その委員会が破産・再生債権者全体の利益を適切に代表していると認められる場合に限って承認される（破一四四、民再一七）。会社更生法上も同様の仕組みがある（二一七）。

さいけんしゃしゅうかい【債権者集会】 破産・再生・特別清算手続において、破産債権者等の意思を破産手続等に反映させるために